

八王子市ひとり親家庭等学習支援事業実施要綱

平成28年4月1日施行

平成28年5月1日改正

平成31年4月1日改正

(目的)

第1条 ひとり親家庭及び養育者家庭（以下「ひとり親家庭等」という。）の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間も限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。

このため、このようなひとり親家庭等の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱（平成28年4月1日付雇児発 0401 第31号）に基づき、ひとり親家庭等の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援及び学習支援等を実施し、ひとり親家庭等の子どもの生活の向上を図る。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は八王子市（以下「市」という。）とし、事業の一部又は全部を母子・父子福祉団体、NPO法人、学習支援を行う企業等（以下「事業者」という。）に委託することができる。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は次に掲げる要件の全てを満たす者（以下「対象者」という。）とする。

(1) 市に住所を有し、児童扶養手当受給世帯又はこれに相当する所得水準にあるひとり親家庭等の児童のうち、中学校2年生及び3年生のもの。

ただし、年度当初児童扶養手当受給世帯であって、年度途中に児童扶養手当支給停止となったひとり親家庭等の児童は、継続して対象者とすることができる。

(2) 生活保護を受けていない児童。

(3) 八王子市子どもの健全育成学習支援事業実施要領に基づく学習支援教室の参加者でないこと。

(事業内容)

第4条 本事業の内容は、学習支援を行う者（以下「学習支援者」という。）を対象者の家庭に派遣し、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 対象者の学習習慣を定着させ、基礎的な学力の向上を図るための学習指導。

(2) 高校進学等を目的とした対象者への進路相談。

(3) 対象者への基本的な生活習慣の習得指導。

(4) その他この事業の目的達成に資する事項。

(コーディネーターの配置)

第5条 事業者は、本事業の実施に当たり、学習支援者の募集・選定・派遣調整、教材の作成等を

行うコーディネーターを配置しなければならない。

(学習支援者の選定等)

第6条 コーディネーターは、次に掲げる要件を満たした学習支援者を選定しなければならない。

また、選定にあたっては、ひとり親家庭等の子どもが抱える特有の不安やストレスに配慮できる、ひとり親家庭等で育った者やひとり親家庭等の支援に携わり支援の経験や知識を有する者を優先するよう努めるものとする。

(1) ひとり親家庭等の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有すること。

(2) ひとり親家庭等の子どもに対して適切な生活支援や学習支援ができること。

2 コーディネーターは、学習支援者を募集する際に、必要に応じて近隣の大学等の協力を得るものとする。

3 事業者は、学習支援者に対し、より効果的な個別学習支援を行うため、ひとり親家庭等の児童に対する学習支援に係る、次に掲げる内容の研修を実施しなければならない。

(1) ひとり親家庭等の特性に関する研修。

(2) 学習指導に関する研修。

4 事業者は、第1項の規定により選定された学習支援者を名簿に登録し、その帳簿を適正に管理しなければならない。

(派遣対象児童の選考等)

第7条 本事業による支援を希望する対象者及びその保護者は、別に定める申請書を事業者に提出しなければならない。

2 事業者は、別に定める基準に基づき、学習支援者を派遣する児童（以下「派遣対象児童」という。）を選考し、その結果の通知を行い、派遣対象家庭等の名簿を作成した上で、適正に管理しなければならない。

(学習支援者の派遣)

第8条 コーディネーターは、次に定めるとおり派遣対象家庭に学習支援者を派遣するものとする。

(1) 派遣対象家庭名簿に登録されている家庭から学習支援者の派遣の申し出があった場合には、依頼された教科、対象者の学力等から、適正な学習支援者を当該家庭に派遣すること。

(2) 派遣は原則週1回、1回の派遣に要する時間は2時間とし、派遣時間、曜日は学習支援者と派遣対象児童及びその保護者と協議の上決定すること。

(3) 学習支援者に、学習支援の計画書及び報告書を作成させること。

(秘密保持)

第9条 事業者、コーディネーター、学習支援者その他の従事者は、この事業の実施にあたって知り得た派遣対象児童及びその保護者の個人情報等を漏らしてはならない。また、この事業終了後も同様とする。

(関係機関との連携)

第 10 条 事業者は、児童虐待等が疑われる場合等、必要に応じて母子・父子自立支援員、子ども家庭支援センター、健全育成支援員及び学校等の関係機関と連携を図り、必要な支援に繋げるものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。